

## 久喜市児童育成支援拠点事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、当該児童の居場所となる場を設け、児童とその家族が抱える多様な課題に応じ、生活習慣の形成、学習のサポート、進路等の相談、食事の提供その他の個々の児童の状況に応じた包括的な支援を行う久喜市児童育成支援拠点事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容及び実施)

第2条 市長は、次条に規定する対象者に対し、状況に応じて次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 安全かつ安心な居場所を提供すること。
- (2) 健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言その他の生活習慣の形成をすること。
- (3) 宿題の見守り、進学のためのサポートその他の学習の支援をすること。
- (4) 食事を提供すること。
- (5) 施設外での体験活動、遊びその他の課外活動を提供すること。
- (6) 学校、医療機関、地域団体その他の関係機関と連携し、情報の共有等を行うこと。
- (7) 対象者の児童の保護者に対し、児童の様子、子育てサービスその他の情報を提供し、相談支援を行うこと。
- (8) 対象者の児童の自宅、学校等と事業を実施する場所との間の送迎を支援すること。

2 市長は、事業を適切に実施できると認めた者に対し、事業を委託するものとする。

(事業の対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者であって、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当するものとする。

(1) 食事、衣服、生活環境等について、養育を行うにあたり不適切な環境にある児童及びその保護者

(2) 家庭又は学校その他家庭以外においても居場所のない児童及びその保護者

(3) その他事業の趣旨に鑑みて、市長が事業の利用が適切であると認める者

(事業を実施する場所の名称等)

第4条 事業を実施する場所（以下「支援拠点」という。）の名称及び設置区域は、次のとおりとする。

支援拠点の名称	設置区域
オハナノイエ	久喜地区
サクラシエ	栗橋地区

(開所日及び開所時間)

第5条 支援拠点の開所日は、次の表に掲げるもの（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）とし、開所時間は、それぞれ同表の開所時間の欄に掲げるものとする。

支援拠点	開所日	開所時間
オハナノイエ	火曜日から金曜日まで	午前10時から午後6時まで
サクラシエ	月曜日から金曜日まで	午前10時から午後6時30分まで

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する開所日及び開所時間について変更することができる。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、児童育成支援拠点事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、申請者の世帯状況等の調査を行い、事業の利用について可否を決定し、児童育成支援拠点事業利用決定通知書（様式第2号）又は児童育成支援拠点事業利用却下通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(利用の決定の取消し)

第8条 市長は、前条に規定する利用決定通知書を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 他の利用者の利用に支障をきたすおそれがあるとき。
- (3) その他市長が事業の利用継続が困難であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により事業の利用の決定を取り消したときは、児童育成支援拠点事業利用決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(利用の中止)

第9条 利用者は、転出その他の事由により事業の利用を中止するときは、児童育成支援拠点事業利用中止届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(利用料)

第10条 事業の利用に係る費用は、無料とする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

(表)

様式第1号 (第6条関係)

児童育成支援拠点事業利用申請書

年 月 日

久喜市長

あて

利用希望者 (保護者)

住所

氏名

久喜市児童育成支援拠点事業を利用したいので、久喜市児童育成支援拠点事業実施要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

なお、対象者の要件の確認のために、市が利用を希望する児童等の生活状況及び家庭環境等の調査等を行うことについて同意します。

また、申請内容及び利用者の生活状況等について、関係機関及び受託事業者に提供することについて同意します。

記

1 対象となる児童の状況

（ふりがな） 氏 名	( )	生年 月 日	年 月 日 ( 歳)	
住 所		学校名	( 年生)	
疾病等	<input type="checkbox"/> 治療中の病気 ( ) <input type="checkbox"/> 食物アレルギー ( ) <input type="checkbox"/> 障がい者手帳 (身体・精神 級) <input type="checkbox"/> 療育手帳 (判定: ①・A・B・C) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
事業を利用する理由	【家庭環境等を記入】			
世帯状況	ふりがな 氏 名	年齢	利用者との関係	備考欄(勤務先、学校など)

(裏)

緊急連絡先	ふりがな 氏名	続柄	電話番号

2 利用を希望する支援拠点等

利用を希望する 支援拠点	<input type="checkbox"/> オハナノイエ <input type="checkbox"/> サクラシエ
利用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
利用時間	午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで

様式第2号（第7条関係）

児童育成支援拠点事業利用決定通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長 

年 月 日付けで申請のありました久喜市児童育成支援拠点事業の利用について、下記のとおり決定しましたので、久喜市児童育成支援拠点事業実施要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 利用者氏名
- 2 利用する支援拠点
- 3 利用期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 4 利用時間 時 分 から 時 分まで

様式第3号（第7条関係）

児童育成支援拠点事業利用却下通知書

久 第      号  
年    月    日

様

久喜市長 

年 月 日付けで申請のありました久喜市児童育成支援拠点事業の利用について、下記の理由により却下しましたので、久喜市児童育成支援拠点事業実施要綱第7条の規定により通知します。

記

却下理由



様式第4号（第8条関係）

児童育成支援拠点事業利用決定取消通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長 印

年 月 日付け久 第 号で決定した久喜市児童育成支援拠点事業の利用について、下記の理由により利用の決定を取り消したので、久喜市児童育成支援拠点事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 利用決定の取消日 年 月 日
- 2 取消理由

様式第5号（第9条関係）

児童育成支援拠点事業利用中止届出書

年 月 日

久喜市長

あて

利用者（保護者）

住所

氏名

年 月 日付け久 第 号で利用の決定を受けた、久喜市児童育成支援拠点事業について、下記の理由により利用を中止しますので、久喜市児童育成支援拠点事業実施要綱第9条の規定により届け出ます。

記

- 1 事業の利用を中止する日 年 月 日
- 2 中止理由